

## 農地法第5条許可申請に係る申請・添付書類

1. 受付締切日：毎月15日までに農業委員へ提出（閉庁日の場合は翌開庁日）
2. 総会開催日：毎月7日前後
3. 提出部数：2部（原本・副本） ※副本は原本の写しでも可
4. 添付書類：以下のとおり

※ 添付する証明書類は、「原則的に原本及び発行から3か月以内のもの」とする。

書 類 名	申請者 チェック	農業委員 チェック	備 考
意見書			申請書完成後、地元農業委員に署名してもらう
農地法第5条の規定による許可申請書			記入漏れに注意すること
登記事項証明書（全部事項証明書）			法務局。分筆を要する場合は原則申請前に登記を済ませておくこと
住民票 （又は戸籍の附票）			申請者が個人の場合
			譲渡人の現住所と登記事項証明書の登記住所が違う場合
法人登記事項証明書			申請者が法人の場合
法人定款			申請者が法人の場合
位置図・附近見取図	/	/	ゼンリン地図等 事務局で用意します
公図（地番図）			法務局。申請地の隣接地の地目、所有者、耕作者を記入する
現況図			申請地の現況及び周囲との高低差がわかるもの
施設等配置図			敷地をどのように利用するか具体的に記載すること（設計地盤も記載）
給排水計画図			施設配置図に記載しても可
建物平面図（見取図）・立面図			個人住宅の場合立面図は不要（アパート・店舗等は立面図必要）
申請地縦横断面図			造成を伴い、周辺農地に対する被害防除から必要な場合、擁壁等明示
資金計画書			所要見積予算及び予算措置を記載のこと
工事見積書			見積者の押印のあるもの
資金証明書（残高証明・融資証明等）			金融機関の証明・借入先の融資証明
隣接地耕作者同意書			隣接農地が小作地の場合、耕作者・所有者双方の同意が必要
水利組合承諾書			地元水利組合長または自治会長の署名をもらうこと
誓約書			本人自筆署名のこと
被害防除計画書			周辺農地に対する被害防除から必要な場合
事業計画書			転用目的に応じた各事業計画書
書 類 名	申請者 チェック	農業委員 チェック	備 考
相続に係る書類			相続登記が済んでない場合（詳細は事務局までお問合せください）
始末書（顛末書）			無断転用の場合
他法令の許認可を証する書面の写し			農振除外、道水路占用許可書等
所有権以外の使用収益権に基づく耕作者の同意			申請地に地上権、賃貸借権等により耕作者等がいる場合その者の同意
候補地比較表			第1種及び第2種農地の転用に係る代替地の検討
その他農業委員会が求めた書類			

問い合わせ 〒829-0392 築上郡築上町大字椎田891番地2 築上町農業委員会 事務局 TEL：0930-56-0300      FAX：0930-56-4536
---